

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成二十二年二月二十三日から同年六月二十三日までに奈良県商工労働部商業振興課に到着するように提出してください。

平成二十二年二月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ハーベスあやめ池店
所在地 奈良市あやめ池北一丁目S四街区一画地及び二画地
- 二 変更のあった事項
大規模小売店舗の名称
（変更前）ハーベスあやめ池店（仮称）
（変更後）ハーベスあやめ池店
- 三 届出年月日
平成二十二年二月九日
- 四 縦覧場所
奈良県商工労働部商業振興課
- 五 縦覧期間
平成二十二年二月二十三日から同年六月二十三日まで
- 六 縦覧時間
午前九時から午後五時まで